

✔ スポットAプラン 〈税抜価格〉

※ 記帳代行手数料も含まれています

個人	A	B	A+B
申告年度の年商 (経費の総額)	所得税 申告決算書	消費税 申告書	申告書 作成料
300万円 以下	100,000	40,000	140,000
1000万円 以下	120,000	50,000	170,000
2000万円 以下	160,000	50,000	210,000
5000万円 以下	210,000	60,000	270,000
7000万円 以下	270,000	70,000	340,000
7000万円 超	個別見積	個別見積	個別見積

- 毎年、継続してお申込みの場合 10%継続割引
必要資料の半年間分を、8月末までに、
残りの半年間分を、1月31日までに提出した場合
- 資料のご提出日により、料金に変更になります
2月 1日～2月10日まで 30%割り増し
2月 11日～ 50%割り増し
- 年末調整・法定調書・源泉所得税等の手続きが
必要な場合は、オプションとなります。(3万円～)

法人	A	B	A+B
申告年度の年商 (経費の総額)	法人税 申告決算書	消費税 申告書	申告書 作成料
300万円 以下	130,000	40,000	170,000
1000万円 以下	150,000	50,000	200,000
2000万円 以下	190,000	50,000	240,000
5000万円 以下	240,000	60,000	300,000
7000万円 以下	300,000	70,000	370,000
7000万円 超	個別見積	個別見積	個別見積

- 毎年、継続してお申込みの場合 10%継続割引
必要資料の半年間分を、決算日から8ヶ月以内に、
残りの半年間分を決算日から1週間以内に提出の場合
- 資料のご提出日により、料金に変更になります
決算日から1週間を超えて 30%割り増し
決算日から2週間を超えて 50%割り増し
- 年末調整・法定調書・源泉所得税等の手続きが
必要な場合は、オプションとなります。(3万円～)

- ▶ 経費の総額が年商額を上回る場合は、経費の総額で区分します。
- ▶ Bの料金について、消費税免税事業者は、不要ですが、飲食料品販売業、飲食店経営の場合は税別30,000円加算となります。
- ▶ ZOOM、あるいは当事務所に於いて面談を2～3回予定していますが、ご来所いただけない場合は別途30,000円必要です。

▶ 必要資料について

決算月のクレジットカード明細や通信費の明細などで、発行会社からの提供が遅れるものについては、後日郵送してください。
その他の資料(現金出納帳・通帳コピー・経費関係シート・売上管理表・請求書控え・領収書・お給料明細・立替費精算書など)を
すべて期日までにご提出いただけない場合は、割引の適用はございません。

▶ スポットプランについて

書類お預かり時に、前金として8万円を申し受けます。あしからずご了承願います。

※ 当プランは、**税務申告書以外の書類の作成及び提出、税務相談や節税対策、助成金、融資の相談などは含まれておりません。**

これらにつきましては、定期的にご面談を重ねることで可能になるものですので、「おまかせプラン」の方をご利用ください。